

## 会議記録

会議名称	令和4年度第4回 杉並区外部評価委員会
日時	令和4年11月4日（金）午後1時01分～午後2時54分
場所	杉並区役所 中棟4階 第1委員会室
出席者	<p>【委員】 岩下、奥、高山、田淵、山本</p> <p>【区側】 区政経営改革担当課長、企画課企画調整担当係長</p> <p>○施策17 障害者施策課長、障害者施策課管理係長、 障害者施策課障害者保健担当係長、 障害者施策課基幹相談支援係長、 障害者施策課認定・給付係長、 障害者施策課障害福祉サービス係長、 障害者生活支援課長、障害者生活支援課施設整備担当係長</p> <p>○事務事業51 監査委員事務局長、監査委員事務局監査担当係長</p> <p>○事務事業112 スポーツ振興課長、スポーツ振興課施設管理係長、 スポーツ振興課施設管理係主査</p> <p>○事務事業259 児童青少年課長、学童クラブ整備担当課長、 児童青少年課管理係長、 児童青少年課学童クラブ整備担当係長</p> <p>○事務事業48 選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会事務局主査</p>
配付資料	<p>資料1 ヒアリング対象施策評価表・事務事業評価表</p> <p>資料2 外部評価表（イメージ）</p>
会議次第	<p>1 本日の予定</p> <p>2 所管課ヒアリング</p> <p>(1) 施策17 障害者の地域生活支援の充実</p> <p>(2) 事務事業51 監査委員・事務局の運営</p> <p>(3) 事務事業112 体育施設の維持管理</p> <p>(4) 事務事業259 学童クラブ事業</p> <p>(5) 事務事業48 選挙に関する常時啓発事務</p> <p>3 その他</p>

○区政経営改革担当課長 お時間になりましたので、本日の会を開催したいと思います。

本日は○会長、○委員、○委員の3名がオンライン参加ですが欠席者はなく、全員参加で半数以上の出席となっておりますので、会は成立しております。よろしくお願いいたします。

オンラインで聞きづらい等ございましたら、手を挙げていただくなりしてお知らせいただければと思います。また、会場にいらっしゃる委員の方の発言は、マイクをお使いいただくようお願いいたします。

本日は施策が1つ、事務事業4つのヒアリングです。最初に施策17「障害者の地域生活支援の充実」のヒアリングを行い、これは、これまでと同様に、所管課の説明10分、質疑30分、まとめ5分を予定しています。

その後に続く事務事業は所管課の説明はなく、直接質疑に入っていただいて、質疑5分、まとめ5分を予定しています。

私からは以上です。この後は会長、よろしくお願いいたします。

○○会長 どうも皆さん、お疲れさまでございます。それでは、ただいまから令和4年度第4回外部評価委員会を開きたいと思っております。

本日も過去2回に引き続き、所管課のヒアリングを行います。最初に施策17「障害者の地域生活支援の充実」のご説明をお願いしますが、もうスタンバイされているようですので、最初に所管課課長から10分程度を目安にご説明をお願いいたします。

○障害者施策課長 障害者施策課長の山田です。ご説明させていただきます。施策17「障害者の地域生活支援の充実」です。

まずは資料の2枚目「杉並区施策評価表Ⅱ（施策を構成する事務事業）」を御覧ください。1から16の事業がございます。これらの事業のうち、主に推進・拡充する事業についてご説明します。

整理番号175「障害者自立支援サービス」です。ここでは、障害者が障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の調査と認定、並びに障害特性や一人一人の状況に合わせた必要かつ適切な障害福祉サービスの支給決定をしています。また、障害福祉サービス費、補装具などの自立支援給付費の支給を行っています。

障害福祉サービスは、障害者が地域で安心して生活するために欠かせないサービスであ

ることから、適正かつ遅滞なく支給決定ができるよう取り組んでいます。

続いて、194「障害者グループホームの支援」です。障害者が地域で自立した生活を送る住まいであるグループホームが安定的かつ継続的に運営されるよう、運営助成やグループホーム入居者への家賃助成等を支援しています。

障害者のグループホームは、平成28年度は44か所でしたが、令和3年度は69か所に増えました。グループホーム設置法人への運営助成により開設が進んでいることに加えて、家賃助成により障害者の地域生活への移行、定着支援が進んでいます。

グループホームに関連しては、224「障害者グループホームの整備」もご紹介します。こちらは、グループホームの防火設備整備に助成したほか、杉並区居住支援協議会障害者専門部会でグループホーム開設のためのセミナーを開催し、当事者家族、不動産事業者や運営事業者にも個別相談の機会を確保しています。

今後は専門家チームに事業委託して、セミナーの開催や個別相談、グループホームの開設・運営までを一連の流れとして関係者を支援するとともに、提供するサービスの質の確保にも取り組んでまいります。

次に、整理番号197「障害者の地域生活支援体制の充実」です。障害者が抱える課題を解決し、充実した生活が送れるよう障害者地域相談支援センター、杉並区では「すまいる」と呼んでいますが、3か所で相談を受けています。

内容は障害福祉サービスの利用や、生活や人間関係の悩み、就労に関することなど多岐にわたっていて、相談件数は3か所で延べ3万5,000件近くとなっております。令和2年度からは4,000件ほど増加いたしました。

令和3年度には、直営の基幹相談支援センターをウェルファーム杉並内に開設、介護者等が疾病等で不在になった場合など、緊急時に障害者を受入れ支援する地域生活支援体制の整備や、長期に入院等をしていた障害者の地域移行の促進、並びに虐待対応の支援を行っています。

今後も、緊急時の支援体制の整備が進むよう相談支援事業所やショートステイをはじめとするサービス事業者との連携強化を図るとともに、事業者に対して研修を企画・開催し、障害の重度化、障害者の高齢化への対応ができる人材育成に取り組んでまいります。

最後に、整理番号198「発達障害者支援の充実」です。区内に居住する18歳から25歳

未達の発達障害の診断を受けている方を対象に、青年期プログラムを週1回実施するとともに、家族教室等を行いました。プログラムの延べ参加者数は目標を上回ったものの、区内1か所では通いきれない現状もあり、よりアクセスしやすい場所での実施を検討しています。

家族教室については、コロナ禍にも関わらず参加者数の大幅な増加が見られ、参加した家族のアンケートからも「発達障害の理解が深まった」「子どもへの接し方を学べた」など好評で、家族と同居していることの多い若年層の年齢の家族に対し、発達障害を理解してもらうことが重要と感じています。

今後は、当事者が相談できる専門相談の実施をはじめ、発達障害者を支援する関係機関との連携をさらに進めていく必要があります。

最後に、ここまで主に推進・拡充する事業を説明しましたが、ほかの事業も障害者が住み慣れた地域で、本人が望む形で暮していけるよう支援する、重要な事業です。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

〇〇会長 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご担当いただいています〇委員からご質問をお願いいたします。

〇〇委員 施策評価表Iに関連して、全体的にどのように拝見したかをお話ししたいと思います。

令和3年にウェルファームが開設されたりとか、グループホームが10か所開設され、非常に充実していると伺いました。その中でお伺いしたいのは、グループホームの入所希望者がどれくらいいるのかということです。

お伺いした質問で、愛の手帳は2,768名、その中で知的のグループホーム入所者が228名でしたが、グループホーム入所希望者について、知的障害の方がとても数が多いと拝見しましたが、それがどれくらいなのかをお伺いできればと思います。

それから、先ほどウェルファームとグループホーム開設と申しましたが、実際に運営する中でも、令和3年に知的障害でワンストップ化することによって相談が非常に増えるとか、生活支援コーディネーターの配置によっても相談件数が増大したと拝見しました。

このようなワンストップ化などは活動指標に入れるものではないかもしれませんが、このように形をつくるのが成果につながっていることを、このシートから理解しましたの

で、それが何らかの形で反映できる指標をつくれないうのかと考えています。

それから、コロナ禍の関係ですが、コロナ禍の影響は次第に回復していると拝見しました。ただ、そのコロナ禍でも訪問が減少しなかった取組が障害者の生活支援だと思いたすが、それがなければ生活できないので減少しなかったと想像しましたが、どのようなことなのか教えていただけたらと思いたす。

一方、高次脳機能障害のある方においては顕著に減少しており、その理由はどういうことなのかについて検討が必要だと思いたす。高次脳機能障害という障害の特質から、自分自身が行おうと思いたすことにハードルがあると諦めているのではないか。それは私の一方的な想像ですが、もしそうであるなら、アウトリーチの必要があると感じました。今後高次脳機能障害の方の相談をどのように考えていくのかをお伺いできたらと思いたす。

もう1点、指標について。前年度との比較で幾つか大きな数値の差があつて、話題にしたコーディネーターの配置などもそうですが、指標や取組が変わつたので、前の数値をそのまま使っているために差が出ているのだと2つほど返事を頂いたすが、その数値の変動は、シートに説明があるといいと思いたす。

3枚目の成果指標(2)「障害者の地域相談支援センター相談件数」が着実に増えて、2万7,000から3万、3万4,000と増えていますが、これは「すまいる」にウェルファームが加わつた結果と見ていいのかどうかについてお伺いできればと思いたす。

個別の質問に移る前にお伺いしたいのは以上です。

○障害者施策課長 幾つか質問がありましたので、確認しながらで申し訳ありません。よろしくお願いたします。

1点目は、グループホームの利用者数ではなく希望者数ですか。

○○委員 希望者数について、どのように把握しているかということと、分かつたら数字を教えていただければと思いたす。

○障害者生活支援課長 今、地域生活をするという意味で、グループホームの位置づけは非常に大きなものがございます。一番保護者が危惧されている親亡き後の生活の場と、比較的若い世代が地域で自立した生活を目指すための居住の場と、大きく分けて2つの役割があると認識しています。

これら当事者の家族に調査しますとかなり大きな、将来的な面も含めての数と判断し

て、昨年度特定相談事業所で受けているケースで、グループホームが適していて、本人・当事者家族も希望されている方々を絞る調査をしました。その結果168名がグループホームを希望され、私どもは「待機者」として把握しています。

〇〇委員 そうしますと、特定相談とはケアマネジメントをするところで、地域で生活する方たちがいらっちゃって、その中で168名はグループホームを希望しているという理解でよろしいでしょうか。

〇障害者生活支援課長 そのとおりでございます。

〇障害者施策課長 続きまして先生、ワンストップの窓口とはどこのところか、もう一度教えていただいでよろしいですか。

〇〇委員 これは後ほどでもよかったかもしれません。整理番号185番「障害者手帳の交付等」の中に、裏側を拝見すると、手帳交付から各種サービスの手続や相談がワンストップでできると。そして成果指標の2番目、知的障害者の相談件数が500~400であったのが、実績3,400になっている。

〇障害者施策課長 あと3番目、コロナ禍での活動が下がったものということでしょうか。何番かが分かれば。

〇〇委員 高次脳機能障害の相談です。減少しなかったのは、障害者の地域生活支援。

〇障害者施策課長 高次脳相談件数が低下しなかったのは、という。

〇基幹相談支援係長 コロナ禍で、訪問が減少しなかったのはというのは、どこの訪問なのか。

〇〇委員 そちらについては、シートのところでも改めて伺います。

〇障害者生活支援課長 指標の変化という、先生のご質問は。

〇〇委員 これは回答を頂いた内容からです。

〇障害者施策課長 答えているところの、指標の何番の質問とかなりますか。

〇〇委員 198番の指標です。質問ナンバーで言うと、9番目の質問です。

もう1点は2番目、成果指標(2)の数値。下回っているということですね。そうすると、前総合計画の指標になっていたためであるとの返事を頂きました。

〇障害者施策課長 これを、新しいときには改定しないのかということですか。

〇〇委員 改定しないのか、あるいはそのような場合、指標が違うということを書くなど

していただければという質問です。

先ほどの、数値が減っていないというのは175番です。障害者自立支援サービス。補装具は落ちているということですが、それ以外については落ちていないという点です。

○障害者施策課長 整理番号185番の、手帳の交付から各種サービスまでの手続・相談がワンストップでというところをご説明しますと、令和3年度に障害者施策課が組織改正を行って、今まで福祉事務所3か所でも知的障害の方のご相談を受けていましたが、障害者施策課一括で窓口をワンストップという形に変えて、その表記が詳細に書かれていませんでした。そういうところでは、知的障害者の相談窓口と手帳等も含めて障害者施策課で、ワンストップで行うようになりました。

あと相談件数と実績が増えたというところは、所管の係長から。

○○委員 同じ整理番号185の、成果指標の2番目です。桁違いになったという。

○障害者福祉サービス係長 件数の違いですが、障害者施策課長が説明したとおり、今まで福祉事務所では障害者手帳の手続に関するところで主なご相談を受けていて、障害福祉サービスに関しては、障害者施策課で受けていた経緯があります。

これが組織改正によって、3つの福祉事務所の障害担当と区役所の障害の部署の、地域ネットワーク推進係が1つの組織になって、障害福祉サービスの相談も併せて受けられるようになり、飛躍的な伸びを出しました。

手帳の受付から障害福祉サービス、各種手当に関することが1か所で受けられるようになって、区民の皆様からワンストップで分かりやすい窓口になったとの声があります。

○○委員 そういたしますと、406から3,400になったのは、今まではカウントしていなかった、ほかの窓口での相談も含まれるようになったので、多くなった部分もある。ワンストップになったから、ニーズが掘り起こされて出てきたものもあるけれども、3つの窓口のうち、対象になっていなかった相談が対象になった部分もあるという理解でいいですか。

○障害者福祉サービス係長 おっしゃるとおりです。

○○委員 そうすると、そこのところは。

○障害者福祉サービス係長 しっかり記載していきたいと思います。

○障害者施策課長 続いて高次脳のところは、生活支援課長よりお願いします。

○障害者生活支援課長 整理番号183 でよろしいですね。

高次脳機能障害の方の支援ということで、障害者生活支援課地域生活支援担当係で行っています。こちらで生活リハビリを、中途障害になった方、高次脳機能のみならず若年層の脳卒中等の方も含めて、生活の再構築の訓練事業を行っています。期間は1年間です。

委員ご指摘のとおり、非常にハードルが高いのは、一般の日常生活においても全く見えない障害ということで誤解を受けてしまう。家族も悩みが非常に大きい。また、若年の方が多いので、60代の方も含めて復職したい方が多くいらっしゃいます。

そこで、成果指標にも載せている、令和3年度に就職につながったのは65%ですが、定着も難しいので、杉並区においては障害者雇用支援事業団という区の外郭団体や民間の支援事業者とも連携を取って、定着も含めて行っていますが、高次脳機能の方は認知能力、記憶能力のみならず失語症という、コミュニケーションの課題も多く抱えています。

区の今後の方向として、家族支援・本人支援にとって重要なのは区民への周知という部分で、セミナーを開いたり、リーフレット等を民間と協力する考えです。

セミナーは年に2回実施しています。ただ残念なことに、参加者はほぼ当事者と関係家族で、地域の区民センター等で高次脳機能障害の方への理解を進め、こういう方々に対する区民の理解から支援、共生社会というのが区として目指すべき方向ではないかと考えています。

アウトリーチに関しては、先ほどの障害者雇用支援事業団が、直接復職希望の方の職場に出向いてジョブコーチ的な役割を果たしていますが、本当に日々の日常生活に関する相談・対応に、具体的に向上する訓練の要素などには至っていません。

まだ歴史が浅い、区の経験も情報も少ない状況におかれている方々ということでやっと区の所管がはっきりした段階です。今先生から頂いたご指摘も含めて今後の対応を、考えていきます。

○○委員 今おっしゃっていた就労のことともう1つ、活動指標(2)は今おっしゃったことと重なりますか。高次脳機能障害者相談支援を行った延べ人数、この相談支援とは就労に関わる相談支援、これが令和元年500だったのが令和2年に260、令和3年370で、少しずつ盛り返していますが、コロナ前の水準が難しいのは、高次脳機能障害の特性にもよると考えています。

○障害者生活支援課長 コロナの影響は非常に大きかったです。事業そのものも、一時感染防止で休止したこともあります。復職という就労の面でも企業側から訪問は控えてほしいということで、新たにオンラインによる面談等を取り入れましたが、苦手な分野とっていますので、徐々に取り返しつつありますが、そこでの伸びは非常に悪い。

あと、広場の利用者は冒頭でお話ししましたように高次脳機能だけではございません。高次脳機能だけに絞った数字は特に表れていないことはご理解ください。

○障害者施策課長 引き続いて整理番号198「発達障害者支援の充実」ですが、活動指標が年度途中で少し変わってしまったために、実績等も変わっているというご説明が回答でも不十分でしたので、ご指摘を受けたことと存じます。プログラムが終了したためですが、もう少し説明を丁寧にしたいと思います。

○○委員 全般的なことということで、指標のシートの数字を入れておけばよかったのですが、失礼いたしました。

それぞれのところで伺いたい点は先ほどの175番、拡充で力を入れていらっしゃるということでしたが、障害者の自立支援サービスで、感染症下であっても実績が減少していない中、補装具の減少が見られたことについて質問し、実際に外に出ないということや、出ないから補装具の必要性が低下したことと、申請のために外に出ることが困難であったということをお伺いしました。そうしましたら、回復したところで戻ることを期待しているということよろしいですか。

177で、日常生活用具のストマが非常に多いこと、障害者の地域生活支援の日常生活用具は6,987件ありますが、そのうちの6,644件がストマ、排せつ関連のものであるということで、そう考えるとそれ以外のものに関しては、この数字があまりに大きいこともありますが、200件程度と理解しました。

これは、数として具体的にどういう内容のもので、多い、少ないをどのように評価しているかについて教えていただけますか。

○障害者福祉サービス係長 日常生活用具はかなりの品目をご用意していますが、具体的には介護用のベッド、視覚障害者の拡大読書器、聴覚障害の方の、来客者が来たら光って知らせる用具など、用具については幅広く給付をしている現状があります。

ただ、その中で排せつに障害がある方が必要としているストマ装具は生活に必須なもの

なので、ご希望が多いというところでは、全体の7~8割となっています。

○障害者施策課長 補足しますと、日常生活用具も何年単位で使えるものがあるが、4~5年単位で取り替えできるものは毎年申請するものではありませんが、ストマ装具のようなものは使ったら新しいものに替えなければならないものなので、頻度の違いはあります。

○○委員 耐久の年限があるということですね。

それから医療的ケア児のレスパイト訪問は、杉並区の要綱に基づいて行っているとのことですが、簡単に割り算すると利用者数29名、利用回数266回で、令和5年の方針を見ると、「家族の就労等により介護できない場合についても利用可能になり、対象を拡大し」とのことですが、利用回数は年間ということによろしいですね。今は年間10回、それが就労等に併せてとなると、かなり数字が変わると見たのですが、これはそれだけ大きく変わるという見通しなのかどうか。

○障害者施策課長 この事業は、東京都の補助金を頂いていて、23区が同じ事業スキームで行っています。年間96回を上限とするのはどの自治体も変わっていませんが、その中で在宅レスパイトとして、今までは保護者がお休みするために看護師等の派遣を受けるものだったのが、就労などの場合にも派遣ができるというように対象を広げたということがあります。今まで使っていない方が使うことも、今までより多く使う方もいる。あと、就労していない方で、今までどおり変わらず使う方もいらっしゃるのですが、一応96時間という上限があるということです。

○○委員 つまり、それで時間が増えるということではなく、要件が変わったという理解ですね。就労に関することではなくても使えるようになった。それによって広がるだろうと。

私からは以上です。

○○会長 高山委員の質問は終わりですか。

○○委員 終わりました。

○○会長 ほかの方で追加されたい方、1問ぐらいしかできないと思いますが、その場に  
いる○委員も含めて、追加質問等あればお願いします。

○○会長 ご質問はよろしいですか。○委員はご専門だから多分それでいいと思いますが、私自身も昔やったことがあって、非常に難しい分野です。特に就労等はいつも議論に

なっていますが、継続の問題など相手がある話なので大変なことだと思います。そこは頑張ってくださいと思います。

ほかはございませんか。後の質疑、ネット接続が不安なので、取りあえず施策17はこれで終わりにして、次のステップに移ったほうが安全かなと思います。質問があれば事務局を通じて、施策17に関してはお願いしたいと思います。

所管課は不安定な中でご対応いただきまして、ありがとうございます。これで施策17のヒアリングを終わります。

(所管課 交替)

〇〇会長 事務事業51「監査委員・事務局の運営」ですが、これはご説明なしに、直接ご担当いただいています〇委員から質問をお願いいたします。

〇〇委員 ご回答を頂きありがとうございます。時間が短いので、優先順位をつけて質問したいと思います。

まず質問票の2つ目の質問で、活動目標と成果指標ですが、成果指標(2)、指摘事項などの件数について、計画はゼロで実績が三十何件出ていますが、計画ゼロの理由は「それが望ましいから」となっていますが、そうすると計画ゼロに対して32実績があった場合、その実績をどう総括されるのか。

難しいと思います。ゼロに対して32あると、ギャップが32あるわけですから、それはよくないのかという話になりますが、現実的な目標としては、昨年32、その前は31、大体30件前後出ています。それに対して、通常はそれよりも件数が減るような目標を立てて、段々減っていく形にするのがあるべき姿だと思います。

その辺のご見解はどうですか。

〇監査委員事務局長 理想論で回答しています。指摘・注意等はないに越したことはありませんので、今までの監査委員事務局あるいは監査委員は、そういう考えでいました。

ここにも示したとおり、令和元年度以降30件ぐらいで来ていますので、今後この行政評価、事務事業評価の考え方として、ある意味事務局でも少し考えてみたいと思っておりますが、今までの経過はそういったことで、あるべき理想論でゼロということでやらせても

らっていました。

〇〇委員 同じ観点で活動指標の「監査委員会議開催回数」は48回という計画で、実績が44とか45です。変動理由が住民監査請求などで、それが多い年と少ない年があるという感じですが、これも計画48に対して実績が45で、実績が下回っているから悪いのかというところでもない。

そういう意味では、目標設定が難しいと思いますが、本来計画に対して実績が上回るのか、そういう意味の設定ではないので、その辺には検討の余地があると思います。

監査実施件数も計画と実績が令和2年と3年がぴったりで、令和元年は248という実績ですが、計画はどうでしたか。これも同じですか。ぴったり一致するというのは、当初の件数が決まっていて、そのとおりにやっているのだから一致していると思います。

この実績が例えば195に対して197とか8になって、計画が上回っているからいいかというところではない、ほかも同じですが、そういうことになるので、この辺の計画の立て方を、もうちょっと違う観点から検討されたほうがいいのではないかと。

目標に関係することで3番目の質問で、常勤が10.8名ですが、こういう方の監査スキルを上げていく必要があると思います。論文みたいなものを見ましたが、この辺の監査委員を補助する事務局の監査スキルを上げるのが日本の課題だと書いていて、補助する立場ですが監査スキルは必要だと思いますので、内部監査の資格を取らせるとか、研修を受けさせるといった目標を新たに設定して、それを活動目標みたいな形に落とすことが考えられると思いますが、その辺はどうですか。

〇監査委員事務局長 確かに、10人いる監査委員事務局職員のスキルは向上させるべきです。例えば23区全体の監査委員事務局の集まりがあり、このところコロナ禍で中止やオンラインになっていますが、そういうところでは研修などがございます。

特に、新しく異動で入って来た職員等はそういったもの、それから有料ですが、NOMAなど、いろいろなところの監査スキルを上げる研修を、予算を取ってやっております。もちろん、ベテラン職員が後輩に伝えるということも大切で、委員がおっしゃるとおり、スキルを上げることは、監査全体の質の向上につながりますので、実際にはやっているつもりですが、そういう角度での指標の見直し、改善についてご意見を頂きましたので、今後は考えたいと思います。

〇〇委員 続いて質問の1番目、日数や時間を計算していただいておりますが、定期監査だけは時間がかかるということで算定いただきましたが、49時間というのは、定期監査34回トータルで49時間ということでよろしいですか。

〇監査委員事務局長 記載もしていますが、49時間とは総実施時間で、この49時間の内訳が、各部の定期監査ヒアリング8時間30分、実地監査16回が32時間、その他の復命や公表、報告等の時間が8時間30分。これらを合わせたものが49時間です。

〇〇委員 49時間が、定期監査34回と上にありますね。その34回のトータルが49時間という意味合いでよろしいですか。

〇監査担当係長 そのとおりでございます。

〇〇委員 そうしますと、ほかの監査は時間がかかるということで算定されていないので、トータルでどのくらいかかるかは概算で計算するしかありませんが、概算の計算の仕方として49時間を34回で割って1回当たりの時間を出して、トータルは、ほかの監査を含めると127回やっています。

1回当たり1.5時間と出ていて、それを掛けるとトータルで90時間。それに自分の事務所等で報告書を書くとか、そういうのがあると思いますので、同じくらいかかるとすれば、トータルで委員1人当たり360時間くらいかかっている。

そうすると、1日6時間換算で60日ということで3か月ぐらい、各監査委員が従事している。その3か月に対して、監査をサポートされる方が事務局にどのくらいいるのか。1人当たり4人ですから、2.5人ぐらいの方が監査委員事務局としてサポートしている。

委員1人当たりに対して2.5人という結構な時間だと思いますが、当然日程調整や資料集めなどがあると思いますが、1人当たり2.5人、どういう作業に時間がかかっているのでしょうか。

〇監査委員事務局長 委員おっしゃるとおり10人いて4人の監査委員なので、理論上は1人当たり2.5人の職員となりますが、ここで答えたとおりの定期監査の実数しか答えられませんが、実際にはほかの監査もあります。それから、監査委員のサポートという意味では事務局職員ですから、当然事前の資料調整や講評の案文を作成するなどのことがあります。

特に夏場の決算審査には、頻りに監査委員にも来てもらっていますので、そのための資

料の事前送付、事前調整などがあります。

職員がトータルでどのぐらいの時間というのは難しいですが、ここにあるとおり10人の職員に0.8人分の超過勤務が出ています。特に繁忙期、夏場の決算審査の時期には残業もあり、そういう意味ではかなりの時間、それが我々の仕事の本務ですので、監査委員が監査をするための事務局としての資料作成等の補佐をしています。

ただ、残念ながらこの時間が厳密には、そのほかに事務局運営の庶務の仕事や監査委員に対するものではない仕事もありますが、その辺の厳密な時間数は出せなくて申し訳ありません。

〇〇委員 資料を集める作業以外に、監査委員がやるような評価の一部を担っているとか、資料を突合するとか、そういうところまでされているのか、その手前の資料集め、監査委員が見るために資料を集めるところまででとどまっているのか、どちらですか。

〇監査委員事務局長 実際には、監査委員に細かいものを1つ1つ突合してもらうのではなく、事務局が手足となって突合して、現場指導にとどめるようなものや、これは指摘、注意になりそうだという案まで作って、通常は下命を受けた各監査等の調査に対しての復命をして、その実態を監査委員に審議していただいています。結論は監査委員が出します。

〇〇委員 評価の一部はされている。

〇監査委員事務局長 事務局としての考え方を示して、それがそのとおりと言えはそのとおりになりますし、こういう角度で見ると問題になるのではないかということであれば、それはそれで意見・要望にしていきます。

〇〇委員 人数が令和3年は10.8人で、その前は8人。令和4年は9人で、令和3年が非常に多い。これはどういう理由ですか。常勤の職員数。令和3年だけ2名ほど多い。

〇監査担当係長 2年度まではここに事務局長と次長の2人がいましたので、総数は変わりませんでした。次長を局長が兼務したので、その分係長級の職員といいますか、職員を増やした経過がありますが、管理職についてはこの事務事業評価表上は除くルールになっていますので、その分で増えているのが1つ、丸々1人が増えている要素はそこにございます。

〇〇委員 令和4年は換算で2名分減っている。

○監査担当係長 監査のスキルを上げていくことも含めて、昨年まで再任用として従事した職員がパートタイマーで残っていて、それは常勤換算に入れませんので、その1名が減っています。

この辺の数字の捉え方が、事務事業評価のルールに基づくこういう形になるということで、監査委員も3人分の人件費を計上していますが、実際には4人いて、代表監査には職員費で払っていて事業予算に反映しない仕組みなので、全容を捉えられないものになってしまっているかもしれません。

○○委員 その辺は整理したほうがいいのかもかもしれません。

○○会長 ○委員、今の話は区政経営改革担当から人件費や人数がどこまで入っているかを後で整理して、全員にご報告いただくことにして、時間が参りましたので、取りあえずこれで切っていただけませんか。追加の質問は、事務局を通じてご確認いただくことにして、後の事務事業ヒアリングもありますので、よろしいですか。

○○委員 それで結構です。

○○会長 時間が参りましたので、監査委員の人数換算等も含めて、非常勤の方も含めて職員数や人件費のことは、区政経営改革担当の方が評価指導をどういうふうに、どこまで入れるかということをごそれぞれ知らせて、そのとおりにされていることの結果だと思えますので、その状況は別途全員の委員にご報告していただくということで、取りあえず時間が参りましたので○委員、51番の事務事業のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。よろしいですか。

いずれにしても時間が参りましたので、監査委員事務局のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。

取りあえず、追加のご質問等は別途事務局を通じてやっていただくということと、人件費の範囲、職員数のカウントの仕方については全員に、評価シート上はこういうふうに考えているということをお知らせください。

事務事業51番はこれで終わります。監査委員事務局の方、どうもご苦労さまでした。

(所管課 交替)

〇〇会長 それでは、ただいまから事務事業 112「体育施設の維持管理」について、説明なしで質疑に入ります。

〇委員、よろしくお願いいたします。

〇〇委員 細かい質問は特にありませんが、大きく4点、手短かに確認いたします。

指定管理者と管理業務委託の概念の違いは分かりますが、指定管理の対象となる体育施設と、管理業務委託の対象となる体育施設の違いとといいますか、どこでどのように線引きをしているのかを確認したいというのが最初の質問の趣旨でした。

それに対してのお答えは、管理業務委託は指定管理者による運営では十分な効果が得られない施設を、区が直営で管理運営する。いずれにしても民間事業者に委託することになります。そのようなご説明ですが、指定管理者による運営では十分な効果が得られないとは、具体的にどのような効果を想定しているのか。なぜ指定管理者では駄目なのか。

実際に管理業務委託の対象となっている施設を挙げていますが、これを見ても分からないので、もう少しご説明を頂きたいというのが1点目です。それに対してお答えをお願いします。

〇スポーツ振興課長 今ご質問いただいたどこでどのように線引きしているかですが、業務委託の対象となっている施設は運動場や野球場といった、公園の中にある施設が主です。

公園内の施設を利用する団体は少年団体、いわゆる少年団のような中学生以下の人たちが常連です。そして、こういう団体が利用する施設は極めて規模が小さく、設備としてあまり充実していません。

指定管理の場合は、こういう場を使って教室や自主事業をすることでスポーツ活動を展開しますが、公園内の施設ではそういう事業展開を見込めないため、委託でやっています。

〇〇委員 基本的に、どこの民間事業者が請け負っていますか。

〇スポーツ振興課長 指定管理者でよろしいですか。

〇〇委員 管理業務委託です。こちらは、公園にある運動施設です。

〇スポーツ振興課長 幾つか種類がありますが、JVで、公園の造園事業者と建物管理協同組合みたいところが、1つの業態をつくって受託しているなど。大体建物管理組合

が、受付業務がメインになりますので、受託者としては多いです。

〇〇委員 今のご説明からすると、回答に書いている専門性が高い業務や、効率的な人員配置が理由で民間事業者管理業務を委託しているというよりは、収益性がないので指定管理には適さないという理由が強いということですか。

〇スポーツ振興課長 そういった面も、大きく占めています。

〇〇委員 ここに区職員を配置している施設として2運動場を挙げていらっしゃいますが、これは管理業務委託の対象の運動場だけでも、区職員も配置しているということですが。

〇スポーツ振興課長 こちらは公園課に配属されている職員が、公園の管理事務所で仕事をしながら、同時に運動場の受付もやっただいているという例です。

〇〇委員 では、全くの直営。

〇スポーツ振興課長 そのとおりです。

〇〇委員 分かりました。

2点目は、私も指定管理者の選定に関わりまして、杉並区内を3つにグルーピングして、複数施設を1指定管理者に任せる方法を今年度から採用しています。

始まって間もないのですが、グループ化してエリア全体でのスポーツへの区民の関わりや親しみやすい機会を提供するなど、ある程度スケールメリットを生かして伸ばしていこうとしていますが、今のところ変化は見られますか。

〇スポーツ振興課長 例えば同じ体育館を1つのグループにしたことで、これまで1つずつ管理していたものが複数館になったので、体育館の利用者での競技大会をつくるとか、あるいは施設の利便性を高めるために事業の提供を、今までブッキングしていた曜日や時間帯を切り分けて地域のニーズの振り分けるような、そういう面をうまく利用した運営ができていていると感じています。

〇〇委員 特段、問題点は今のところないということですか。

〇スポーツ振興課長 これまで運営していた事業所の運営方法を引き継いでいますので、その辺の統一に少し調整で時間をかけているという課題があります。

〇〇委員 資料として事前に、令和3年度の体育施設利用者満足度調査結果報告書、複数施設についてのものを頂きましたが、この報告書は翌年度の業務改善等にどのように生か

されているのか。もしくはちゃんと活用されているのかをお尋ねしたい。

○スポーツ振興課長 利用者満足度については、私どもは1つのグループと言うよりも相対的に評価しています。これは区域全体において、指定管理者が区民全体の利用者満足度を高めている活動をしているか。例えば、いい取組をしているところは他のグループにも紹介して、事業の工夫に活用してもらうなどの活用をしています。

○○委員 いい取組の水平展開が図られるように、区が情報提供されているということですね。

○スポーツ振興課長 さようでございます。

○○委員 最後に、指定管理者と区の役割、責務の線引きについて伺って、それに対する回答で、なお書きのところですが、指定管理者に対して業務改善・是正勧告などの措置が必要な場合、区長から指示命令を行うといったことを書いていますが、これまでそういった実例はありますか。

○スポーツ振興課長 ここまで大きな実例は、今までございません。

○○委員 今のところはないということですね。

○スポーツ振興課長 そうでございます。

○○委員 私からは以上でございます。

○○会長 ほかの委員の方から、今の体育施設維持管理について追加のご質問はありますか。あれば、1問ぐらいなら可能です。いかがですか。

特にないようですので、それでは今回の事務事業112「体育施設の維持管理」のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

スポーツ振興課の関係者の方、どうもありがとうございました。

(所管課 交替)

○○会長 それでは、ただいまから事務事業259「学童クラブ事業」のヒアリングを行います。

○委員から質問をお願いいたします。

○○委員 学童クラブ事業の質問にお答えくださって、ありがとうございました。数字と

不足している部分への対応について質問させていただきまして、数字については統合したからということで了解いたしました。不足が見られる部分に関しては、学童クラブに関わる様々な対応を確認しました。

学童クラブについて拝見すると、活動指標と成果指標のいずれも、まず数を充実させることがあると思います。そして、それに対するコメントがついていたと思います。

まだ足りないところはあると思いますが、これが少し落ち着くと今度は質の問題になるのかなということで、令和5年の方針としては学童クラブの需要増加への対応と医療的ケア児の受入れ、福祉サービス第三者評価の実施、学童クラブ入室管理システムの導入について書かれていて、今後は質のほうへとシートからは読めるのですが、このようなことを成果指標に反映させることはできないかと思います。

成果指標が数字だととても分かりやすいですが、そうではないところ、例えばアンケートを頂きましたが、そのアンケートをどのように、数字にするとしたら幾つ取っているかとか、あるいはそこから出てきたニーズにどう対応しているか。これは数字になりにくいかもしれませんが、そのようなことについて、少なくともシートに書かれているといいと考えました。

それに関するご意見をお伺いしたいのと、そのようにして見ると、数字のことが評価と課題に書かれていますが、そうではない、質に関することで取り組んだこともあるのではないかと。それについて、もしあれば教えていただければと思います。

○児童青少年課長 ご指摘いただきました学童クラブの質の問題は、量の拡大と併せてこれまでも行ってきましたが、今後より一層重要性を増すだろうということで、委員からもご指摘を頂いた今後の方向性の取組を書いています。

質の向上に対する取組の面で指標を設けてはということでご提案がありましたが、新たに改定した総合計画では、まさに第三者評価の実施を始めるということで、学童クラブの運営に対する満足度を指標に設けて、その視点のものは1個上の施策評価シートに指標として設定していますので、こちらでは採用していません。

これまでも質の確保はやらせていただいておりますが、例えば学童クラブは半数ほど委託していますが、委託している学童クラブでは、保護者も学童クラブ運営協議会に参加して、そこで保護者向けのアンケートなども実施して、運営の改善・向上につなげていま

す。

それとは別に、今後はさらに第三者評価や入退室管理に取り組みたいと考えています。

〇〇委員 よろしければ、アンケートを反映させての改善の部分についても紹介いただければと思うのと、可能であればシートにも、その部分を加筆すればと思います。まずはどのような改善があったのでしょうか。

〇学童クラブ整備担当課長 今のご質問は事務事業評価シートに、第三者評価等で今後保護者の評価を頂き、それをシートに載せてはどうかということによろしいですか。

〇〇委員 それも1つですが、既にされているということでしたので、その内容を教えていただきたい。

〇学童クラブ整備担当課長 今やっているものとしては、委託学童クラブ全50クラブ中24クラブございますが、そこで保護者と地域の方を交えた運営協議会を組織して、年2回運営について話し合いをしています。

かつ、後期では保護者から学童クラブにお子さんが楽しく通っているかどうか等のアンケートを取りまして、これまでの事例ではおおむね90%以上のお子さんが楽しく通っているとのお答えを頂戴しておりますので、委託学童クラブは保護者のご意見を頂戴しながら、運営の質を維持・向上させる取組を、これまで行ってきました。

〇児童青少年課長 それを、ここに落とし込むかどうかというご指摘ですよね。そこは今の視点も踏まえて、今後検討したいと思います。

例えばこういう改善の要望があって、こういう改善をしたという細かな事例が書いてあると、詳細が分かりやすくてよいのではないかとご指摘ですよね。そこは今後、評価表を作るに当たって、参考にしたいと思います。

〇〇委員 お話を伺っていると、運営協議会は50%ぐらいの組織でしょうか。

〇学童クラブ整備担当課長 運営協議会は委託学童クラブで組織しています。今は、直営と委託が半々ぐらいの割合なので、全学童クラブで見ると、大体半分組織されていることになります。

〇児童青少年課長 逆に言うと、これまでは委託でしかアンケートをしていませんでしたが、第三者評価を導入することで、直営も委託も満遍なく、5年に1度外部の評価を受ける仕組みを確立しようと思いますので、今後は直営であれ、委託であれ、第三者評価でそ

の質はどうかのを見ていくことができると考えています。

〇〇委員 第三者評価が入ることで、さらに質を担保するための方策が確立するのでしょうか。

どうもありがとうございます。私はこれで大丈夫です。

〇〇会長 ほかの委員から、学童クラブについてご質問のある方はおられますか。お金の面もかなり多くなっていて、受益者負担は1割強になっていますが、よろしいですか。

それでは、少し早く終わりましたが、学童クラブ事業についてのヒアリングは、これで終わりとします。児童青少年課の方、ご対応どうもありがとうございました。

(所管課 退室)

〇〇会長 本日傍聴者はいますか。

〇区政経営改革担当課長 本日1名、傍聴者がいらしています。

〇〇会長 さっきの、人件費について、細かいところがどうなっているか我々は存じ上げていないので、逆に言うと監査委員事務局はご丁寧にその実態をよく説明していただいたので、我々にとっても参考になる情報でしたが、そこは監査委員制度特有の問題という気もしました。

今後の行政評価システムとも関係があるので、先ほど来お頼みしているように、令和4年度ぐらいまではこうなっていて、今後の改定のときに今までの扱いが変わるのかどうかという情報も、併せて頂けますか。

〇区政経営改革担当課長 改めて整理して、今後のことを示したいと思います。

〇〇会長 お願いいたします。

(所管課 入室)

〇〇会長 それでは、ただいまから最後の事務事業48「選挙に関する常時啓発活動」について、ヒアリングを行います。

これは〇委員から、所管課の選挙管理委員会事務局に対して直接質問を投げかけていた

できます。○委員、よろしくお願いいたします。

○○委員 質問にお答えいただいて、ありがとうございました。質問票をベースに確認いたします。

1点目は高校・大学・ショッピングセンター等で、期日前投票ができるところはないのですが、今後そういう計画があるか、ないかを確認したいのと、若者と政治をつなげる団体について、「杉並区は現在ありません」とのことですが、これは把握していないのか、実際に活動している団体が本当にないのか、その辺りはいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長 今のご質問についてお答えします。

1点目のショッピングセンター等で期日前を今はやっていないが、今後はどうなのかというご質問ですが、以前私どもも、荻窪にあるタウンセブンに打診したことはあります。

例えば、地方選挙は投票日がある程度決まっているので、そういう場合の対応は可能だと。経費の話は別としてできると。ただ国の選挙、特に衆議院はそうですが、突然解散する。参議院も、国会で通らないと期日はなかなか決まらないということで、投票日が確定するのに時間が足りないと言いますか、急になるので貸し出すのは結構厳しいという話を頂いて、その時点ではしようがないと断念しているところで、今後、そういった施設を借りられるところがあれば考えたいと思いますが。

○○委員 1点、追加でいいですか。若者層の意識向上にずっと注力されていると思いますが、例えば大学はどうですか。キャンパスが4つありますよね。

○選挙管理委員会事務局長 幾つかの大学とはコンタクトを取って、選挙啓発のお願いをしているという実績はあります。

○○委員 ありがとうございます。

○選挙管理委員会事務局長 質問票に書いた「ありません」というのは、それ以外の任意でやっている若者たち、そういう団体が活動しているかどうかは把握していないということです。

○○委員 2点目は、選挙のときの視覚・聴覚の不自由な方への対応ということで、いろいろな対応をされていると思いますが、聴覚の不自由な方とのコミュニケーション方法は筆談がベースでしょうか。

これまでとは別にプラスで、例えば音声文字変換アプリなども出ていると思うので、そ

ういったものも有効に活用されるといいのではないのでしょうか。今後も視覚・聴覚の不自由な方々の声を聞いて、対応していただくとよいのではないかと思います。

質問の3点目は一番下の選挙サポーターの登録者数で、活動実績の指標化はしないのかということには、選挙時の啓発活動なので指標になじまないとのことですが、啓発活動は選挙時だけに必要なものではなく、普通するとき、通常何もないうきにも本来啓発活動は必要なものではないかと思うので、選挙サポーターの活動に縛りを入れずに、選挙のある・なしに関わらず、啓発活動に取り組むことはできないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 基本的に選挙サポーターをお願いしているのは、選挙時の立会いがメインなので指標にはなじまないという解釈を、私どもではしています。

今ご提案があった、選挙時ではなく常時に選挙サポーターをもう少し活用すればいいかかということであれば、今後サポーターに対して常時啓発、ふだんの街頭や話合いの活動などに参加するような働きかけはしていきたいと思います。

○○委員 積極的に活動していただいたほうがいいのではないかと思います。

4と5は全体の評価に関してというのと、啓発活動に出てくる指標としては投票率というものが実績として重きを置かれるだろうと思いますが、東京都は全国よりも高く、杉並区は東京都の平均よりも高いので、そういう意味では啓発活動自体も機能していると判断できると思います。

ただ、文京区が非常に高い投票率なので、そこをどのように分析されているのか質問したところ、若年層啓発グループ、先ほど把握していないとおっしゃっていたところ、その部分だろうと思いますが、そうした活動が文京区では盛んということが大きな要因だろうと分析されていますが、そのほかにはありませんか。

○選挙管理委員会事務局長 文京区の投票率は平均してずっと高い、いわゆる高止まりになっているのが一番の特徴だと思います。特に啓発の関係で、明るい選挙推進委員会というものがありますが、その青年部みたいな位置づけで、あそこは大学も多いので、若い人たちが活動しています。

あとは、分析というわけではありませんが、文京区はそれに加えて納税率も高いのです。税金をしっかりと払ってれば、当然その使い道に関心も高まる効果もあって、選挙啓発だけではなく、住民の意識の高さもあると一般的に言われています。

〇〇委員 特に、子育て世代の皆さんの意識が非常に高いことが大きな要因だろうというところなどで分析されていると思いますが、10代、20代の大学生までの方に選挙啓発活動というよりも、例えば小学生のときに一緒に選挙に行くとか、そういった形で主権者教育という形になるのかあれですが、家庭の中でそういったものが育まれる取組ができると、若年層にそのままつながるだろうと思います。

杉並区の強みはどういうものなのか皆さんのほうが把握されていると思いますが、杉並区の強みを生かした活動に、ほかの自治体の取組も参考にしつつ、取り組んでいただければと思います。投票率の観点で行くと、都議選も衆院選も都よりも平均が高いということでしたので、事業に関しては相応に評価できるだろうと認識しています。

以上です。ありがとうございました。

〇〇会長 ほかの委員から追加のご質問等あれば1問ぐらいは可能ですが、よろしいですか。

〇〇委員 先ほど1番目の質問の回答を伺いながら思いましたが、できる選挙はするという考え方は、一般的にしないのですか。国の選挙は難しい。けれど、地方選は比較的容易であるとすれば、地方選からスタートする考えはなじまないものなのかと思いつつ伺っていました。

〇選挙管理委員会事務局長 先ほどお答えしたとおり、区長選や区議選は私どもで期日を決めますので、間違いなく半年前には決まっている。そういったものは、多分時間的な余裕もあってできるだろうと。

ただ、区長選・区議選、都議・知事までの地方選ができていて、一番関心の高い衆議院や参議院、国の選挙をなぜやらないのかという混乱につながるおそれがあるのではないかと私どもは考えている。できないことはないけれども、あえて混乱を起こすことをしては、あまりうまくないだろうということです。

〇〇委員 区民の皆さんから、期日前投票にそうしたところを開設してほしいという要望はありませんか。

〇選挙管理委員会事務局長 どちらかと言うと、商業施設よりは「駅ナカ」の要望があります。

例えば、私どものJR4駅は、構内がそんなに広いところではない。物理的にできない

というご説明さしあげています。商業施設というよりも、駅でできないのかという要望は多くございます。

〇〇会長 どうもありがとうございました。

それでは、これで選挙管理委員会事務局へのヒアリングを終わります。ご対応どうもありがとうございました。

(所管課 退室)

〇〇会長 それでは、その他連絡事項ですが、次回の入札監視を兼ねた委員会の日程は確定しましたか。

〇区政経営改革担当課長 それを含めて、事務局からお伝えいたします。

入札監視委員会の日程ですが、第5回になります。こちらは、12月26日午後1時30分から3時30分で確定したいと存じます。よろしく願いいたします。

入札監視委員会でご審議いただく案件、資料などは契約担当から委員の皆様にお送りさせていただきます。

ほかに、事務局から2点追加がございます。

1点は、これまでのヒアリング、本日宿題を頂いたものがございますので、そちらをまとめて委員にメールさせていただきたいと存じます。

2点目は、本日資料2として外部評価表のイメージをお示しました。後ほど、この外部評価表自体のデータを送らせていただきますので、ご記入いただき、12月21日までにご提出をと考えていますので、併せてよろしく願いいたします。

〇〇会長 12月21日は何曜日ですか。

〇区政経営改革担当課長 水曜日です。

〇〇会長 難しいかもしれません。

〇区政経営改革担当課長 何かあれば、ご連絡をいただければと存じます。

事務局からは以上ですが、本日はオンラインのシステムに不具合が多く、申し訳ございませんでした。途中で親機を変えると大分スムーズに行きましたので、次回は新しい親機でオンラインをしたいと思えます。

以上です。

〇〇会長 情報システムは危機管理的にも重要なので、予算の制約もあるかと思いますが、より頑健なものになるようご配慮いただければと思います。

それでは全ての審議が終わりました。次回は12月26日ですが、その前に我々としては、12月21日までに評価シートを提出する努力義務がありますので、よろしく願いいたします。

〇〇委員 総括評価は、結局外部評価に入れるということですね。

〇〇会長 確かそうでしたね。10年間の評価を区がされるから、それについても外部評価委員会として対象になるという理解を私はしています。それでよろしいですか。

〇〇委員 施策内容の評価のところに入れ込めばいいのかということと、頂いているのは未定稿です。

〇〇会長 それは、未定稿ではなくなったものが来るということでは。事務局、ご回答をお願いします。

〇区政経営改革担当課長 まず10年間の振り返りの評価も記載いただきたいという形で、お願いいたします。今回の外部評価表はイメージですが、この「イメージ」を取ったものを送らせていただく予定です。

ただ、今回初めて10年の振り返りを評価に入れていただきますので、万が一これでは記載しづらいなどお気づきの点があれば、なるべく早くこちらにご連絡を頂ければ調整したいと考えています。

〇〇会長 未定稿とあるものも消えて、出てくるということですね。

〇区政経営改革担当課長 そうです。

〇〇委員 1回目の会議で、去年の評価の最後に、個別の対象ではない全体に対する意見に対して、区からそれにどう対応するかまとめていただきたいと要望して、検討するとなっていました。

〇〇会長 それは私と事務局で話し合っ、我々の総括意見について、答えられる範囲のものは答えよう。ただ答えられないものもあるので、そこら辺はご勘弁願いたいということでは決着していたと記憶しています。

区長が替わったので、ひょっとすると考えが変わるかもしれませんが、総括意見を踏ま

えて逆に積極的に、こういうふうに取り組むというご発言が今回からあるかもしれませんが、基本的にそれは区の方針なので、可能な範囲でお答えいただく。なるべくお答えいただくよう私からも申し伝えていますが、そういうことでいかがですか。

〇〇委員 それはいつになりますか。

〇〇会長 総括意見によると思います。区長も御覧になるとと思いますので、区としてきちんと答えなければいけないと思われれば、ご回答があるのではないですか。

〇〇委員 去年の分ですが。

〇〇会長 去年の分は、何も答えていませんか。

〇〇委員 頂いていないと思います。

〇〇会長 答えていないということは、総括意見について答えられなかったのかな。そこら辺については、私もまだ確認していません。答えられる範囲は答えていただく必要は当然あると思います。

〇区政経営改革担当課長 第1回に〇委員から、区が出したものに対して改めて今後どうなっているのか、示したほうがよろしいのではないかとのご意見を頂きました。

これについては、どういう形が一番いいのか。1年ですぐ決着がつかないご意見も多々頂いていますので、これをすぐ翌年に出したほうがいいのか。また、どういう形で出すべきなのかは内部検討の途中ですので、今しばらくお待ちいただければと思います。

〇〇会長 いずれにしても区長が替わったので、我々が今度新たに総括意見を申し上げて、ご対応を待つということが一番賢明だと思います。昨年度分も含めて。

区長も替わっていますので、答えにくいこともあると思います。我々委員の中で、昨年度のことを書きたいという委員もいれば、それは書いていただいているのではないだろうかと私は思います。

〇委員、いかがですか。

〇〇委員 当然区長のご意見もあるでしょうけれども、それを含めて、前回の分について、これは今年こうやるとか、それは今年結論が出ないとか、それはそれでいいと思うので……。

〇〇会長 それは口頭でもいいので、もしそういうことが可能であればお考えいただくということでどうですか。

○区政経営改革担当課長 まだ内部の検討の最中なので、ここで確定的なことは申し上げられませんが、委員の趣旨は受け止めましたので、改めてご報告したいと思います。

○○会長 そういうことのようにです。いずれにしても、今度我々の課題になっている総括意見には、今のことも含めて遠慮なく、ご自由にお書きいただいてもいいと思います。よろしいですか。

○○委員 お願いします。

○○会長 では、そういうふうによろしく願いいたします。

どうもお疲れさまでした。

— 了 —